

京都府の 環境アセスメント制度

京都府環境影響評価条例

環境アセスメントとは

環境アセスメント（環境影響評価）制度は、事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、**調査、予測及び評価**を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。さらに、事業の実施以後には**事後調査**の実施が定められています。

京都府におきましては、平成元年の「京都府環境影響評価要綱」の制定を経て、平成10年に「京都府環境影響評価条例」を制定しました。

平成23年には、方法書等について、インターネットによる公表を義務化するなどの一部改正を行い、平成25年には、これまでの環境影響評価より柔軟な環境保全措置等を可能とするため、事業計画の立案の段階で実施する環境影響評価手続（配慮書手続）を導入する改正を行いました。

京都府の歴史と文化の香り高い健全で恵み豊かな環境の保全と安らぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を図っていくためには、これらのことに適正に配慮された持続的発展が可能な開発が求められますが、このためにも、環境アセスメントは極めて重要なものです。

調査、予測、評価及び事後調査とは

調査

予測や評価を行うために必要となる気象条件などの自然的条件、大気環境、水環境等の環境情報を収集し整理することをいいます。

予測

対象事業の実施により、環境の状態がどのように変化するかを明らかにすることをいいます。

予測には、各種の予測式に基づいてコンピュータで計算する方法、模型を使って実験する方法、既存の事例から推定する方法などが用いられます。

評価

調査、予測の結果を踏まえ、事業を行った場合の環境への影響について、実行可能な最大限の対策がとられているか、環境保全に関する基準、目標等を達成しているかなどを検討します。

評価の結果、環境の保全及び創造のために特に必要がある場合、環境保全等の措置を講じる必要があります。

事後調査

対象事業に係る工事の実施又は当該工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査することをいいます。

事後調査の結果、環境の保全及び創造のために必要がある場合、環境保全等の措置を講じる必要があります。